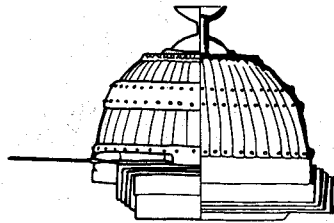


# 紀 要

第 4 号



1990. 12

財団法人 滋賀県文化財保護協会

## 12. 平野の開発と集落遺跡

田中勝弘

### 1. はじめに

かつて、残存条里という現代的な資料と集落遺跡という過去の資料とを有機的に関連付けることにより、現在残されている条里型水田の段階的開発過程を考察したことがある。本稿では、こうした条里型水田の開発過程における集落の形態、条里型水田の開発後の集落の類型、さらには、条里型水田のおよばなかった地域の新たな開発に伴う集落の有り方などについて、今回も事例的に取り扱ってみたい。

### 2. 条里型水田の開発段階における条里集落の形態

条里型水田の開発過程については、集落遺跡の1つの類型として長期集落の存在を指摘し、集落周辺の条里型水田が集落の経営期間に対応して段階的に開田されたものであることを指摘したことがある<sup>(1)</sup>。詳細は省略し、ここではこれに伴う集落の有り方を典型例で類別しておくことにする。条里型水田の開発過程を示すものとして設定した長期集落には、7世紀代から集落を開始する高月町井口遺跡例と<sup>(2)</sup>、8世紀代から開始する草津市岡田追分遺跡例<sup>(3)</sup>とがあり、これらは共に11～12世紀頃まで続く集落である。これ以外に、7世紀代から集落を形成し始めるが、8世紀末を前後とする時期で終焉を迎える甲良町下之郷遺跡<sup>(4)</sup>を加える。これらは共に周辺条里地割りに規制されない集落である。岡田追分遺跡では、平安時代前期に想定できる建物群は6棟前後が5～6箇所集集してそれぞれが単位をなし、さらに各単位ごとに母家、住居、納屋、倉庫などに想定される建物の分化傾向が見られる。井口遺跡の場合では、平安時代にはいる掘立柱建物に限ってみれば倉庫と住居の分化は確認できるが、住居の平面規模の差は小さく、また、各単位は2棟前後で構成されているようであり、それぞれに倉庫が伴う状況にはない。ただ、岡田追分遺跡においても、各単位が溝などで明確に区別されず、各単位間にはまだ優劣の差を指し示せる状態にはない。甲良町下之郷遺跡は9・10世紀頃に空白期を持つが、7世紀後半から12世紀後半頃まで続く集落であり、犬上川の形成する扇状地を開田した中心集落と考えられるものである。ここでは、I期とされる7世紀後半からIV期とされる8世紀末を前後する時期までの居住が明確に検出されている。I期は竪穴住居のみが散在するが、II期の8世紀前半において、北を意識した比較的整然とした建物配置をもって集落構成し始めるとともに、掘立柱の建物を中心として数棟の竪穴住居が伴う建物分化が生じている。III・IV期は集落の規模が極めて縮小するが、III期には倉庫をもつ比較的大型の掘立柱建物と持たないやや小型の建物とが見られ、IV期には庇付きの建物が倉庫を伴って建てられている。これらII期～III期の建物は、犬上郡の統一条里とは異方位の残存条里型水田の耕作主体と考えるよりも、建物が北を指向していることから、かつて存在したであろう南北地割り型の水田の耕作主体であったと見られ、非条里地域における権門勢家によ

る墾田の開発のために設定された集落ではないかと考えられる。すなわち、愛知井を根幹とする地域に、8世紀中頃初めて設定されたと考えられる東大寺や元興寺などの寺領が分布し、それが井を中心に南北地割りを持つと思われること<sup>(6)</sup>、また、多賀町の水沼荘における東大寺の墾田<sup>(6)</sup>などを上げるまでもなく、8世紀代における墾田開発は盛んに行われたようであり、下之郷遺跡もその1つと見るべきであると考えられるからである。また、扇状地の異方位条里の形成は甲良町法養寺遺跡の調査成果<sup>(7)</sup>から10世紀後半に下限があると考えられることもこのことを傍証するものと思う。III・IV期の集落の縮小化と9・10世紀の空白期間の存在は、開発の極めて困難な扇状地への新たな開発段階に入ったことを示すものであろう。従って、岡田追分・下之郷両遺跡に見られる9世紀あるいは8世紀代における建物の整然とした配置は、自然村とするよりも計画的な村落と見るべきであり、前者は条里型水田である口分田のため(A)、後者は墾田のため(A')に設営された集落ではないかと思う。

### 3. 条里型水田の耕作段階における条里集落の形態

条里型水田の開発後の集落が、条里型水田内においてその坪内の1コーナーを占め、水田の地割りに規制され、数棟を単位とした極めて短期の集落であることをかつて指摘した<sup>(8)</sup>。これを短期集落とし、条里型水田の開発後の耕作主体であるとした。この典型例として浅井町慶蔵寺遺跡<sup>(9)</sup>と能登川町柿堂遺跡<sup>(10)</sup>がある。慶蔵寺遺跡では、検出された11世紀後半から12世紀にかけての5棟の掘立柱建物のうち建て替えの1棟を除く4棟がいずれかの柱通りを同一線分上において、+状に建物が配置されている。南北方向に同一規模の2間×3間の2棟、東西方向にはやはり同一規模の2間×2間の2棟の建物から構成されている。2種類の建物があるが、同様の事例は11世紀後半の高月町唐川遺跡<sup>(11)</sup>、10世紀後半の甲良町法養寺遺跡<sup>(12)</sup>、今津町弘川B遺跡<sup>(13)</sup>などにも見られ、何れも10世紀後半から12世紀にかけての建物であり、条里型水田の直接の耕作単位を示していると考えられる。一方、柿堂遺跡は、坪界の溝の北側に門跡があり、その正面に3面庇の建物、門との間に1×2間の2棟、左右両側に1×1間の共に小さな建物が配されている。その他、1×2間のもの2棟が2箇所、2×4間、2×4間、1×2間のもの1棟と、30~50mほどの間隔で南北4箇所、2~3棟の小規模な建物群が配されている。門跡を持つ一群と他の単位との格差は歴然である。小規模建物群が慶蔵寺遺跡の建物群に対応するものと思われるが、柿堂寺遺跡のこれらの建物群は12世紀末~13世紀頃のものであり、慶蔵寺遺跡においても同様の遺構が検出されるかどうかは疑問である。むしろ、居館的な建物はこれらとは別に独立して存在する可能性を考えたほうがよいように思われる。浅井町北野遺跡<sup>(14)</sup>では、2×4間の建物1棟と2×2間の建物2棟がコの字形に配され、その東側に1×4間と2×3間の建物がある。これらは12世紀末から13世紀にかけての建物群である。新旭町正伝寺南遺跡<sup>(15)</sup>でも、12世紀後半から13世紀にかけての建物群に3×4間の大型の建物に1×1間と1×2間の小型の建物を伴うものが柵をもって界され、その西側に2×4間と1×2間の2棟の建物を伴う一群があり、その他、2棟を単位とした建物群が見られる。柿堂遺跡も含めてこれらの遺跡例では、庇を持つなど大規模な建物群を中心として、2~3棟を単位とする小規模な建物群から構成されるという共通性を持つものである

が、何れも12世紀から13世紀にかけての遺跡であり、10世紀後半から12世紀にかけてに散村的な状況で集落を形成している慶蔵寺遺跡例(B)などとは異なり、経営主体を中心として従属的に集まる耕作主体から構成される集住的(B')な、条里型水田の新しい経営体制の出現を物語るものであろう。

#### 4. 非条里地域の開発と集落形態

残存する郡統一条里は、何れとも12世紀頃にはほぼ完成を見ていると考えられる。それはこれまでに述べてきた条里集落の有り方から首肯できるものと思う。また、この頃は、かつて条里型水田の開発主体であった集落が再構成され、集落の跡地をも条里型の水田に変えられ、自然流路などが存在していて開田の困難な地域もその埋没と水田化がこの頃を実現している場合が多い。例えば、長浜市国友遺跡<sup>(16)</sup>では、条里型水田内の100m×50mの範囲で6条の自然流路が検出されている。1条は不明であるが、埋没時期を出土した土器から判断すると、4世紀、6世紀末～7世紀、7世紀、8世紀中頃、12世紀後半頃であり、当該地域に12世紀後半頃まで自然流路が存在し、また、最も大きなMIは4世紀に埋没しているが、その上層に腐食土の堆積が見られ、埋没後も当該地が湿地であったことを伺わせるのである。すなわち、条里型水田からすれば未開の地であったことになる。また、高月町井口遺跡<sup>(17)</sup>では、検出された8条の条里関連の溝状遺構の内6条までが平安時代後期以降の開削であり、他の1条は7世紀代に開削されているが、この6条と同じ時期に改修されているのである。さらに、集落跡を南西方向に斜行する小河川が現在も300mほどの長さで認められるが、これは本来幅20～30mほどの大河川であり、その南北約100mの間には住居の分布を見ないことから、集落と共に存在していた河川である。その埋没時期は、もっとも新しい出土遺物である11世紀後半の灰釉陶器の時期を当てることができる。現在に残されるこの河川は300mほど斜行した後、条里型水田の畦畔に沿って南流しているが、この延長線上における条里型水田内でこの河川の埋没遺構を確認している。その埋土中からやはり灰釉陶器が出土しており、河川の埋没に伴う小水路化と条里方向に合わせた改修が平安時代後期に行われたものであることを示しているのである。このように、未開の地の多くも12世紀頃までには条里型水田の中に組み込まれていくのであるが、それでもなお、開田の困難な地域を残すことは当然と言える。こうした開田の困難な土地条件をも地域（現状では条里型の地割りを残さない地域）においても、新たな開発の手の加わることを示す事例が存在する。1つの事例は、既条里型水田を生産の基盤として持ち、未開地を宅地化するもの(C)で、守山市横江遺跡<sup>(18)</sup>や彦根市妙楽寺遺跡<sup>(19)</sup>などを上げることができる。2つは、野洲町西田井遺跡例<sup>(20)</sup>で、未開地の水田化をとめない、集落を形成するもの(C)である。妙楽寺遺跡は、弥生時代以降室町時代末期(16世紀後半)までの間を6期に遺構分類されている。6期のうち詳細に分類されているのIV a期からV期まで、15世紀から16世紀後半までの間で、I期からIII期についてはその時期幅が極めて大きい。各期の遺構群のうち、犬上郡条里を踏襲した町割りが最も顕著に認められるのはIV b期である。この時期の遺構を見ると、犬上郡条里の坪界の延長線上に当たる部分に直交する2条の幅の広い水路が認められ、これを基軸として小水路や道により細かく宅地割りが行われている。大型水路はすでにIV a期に

において認められ、Ⅲ期には建物の件数が極めて少なく、大半の地域では遺構が認められていない。Ⅱ期には溝で区画された建物群を含む掘立柱建物が検出されているが、条里の坪界を示す水路は認められない。Ⅱ期の時期幅は非常に広いものであり、犬上郡条里の方向に沿った溝で区画された建物群は平安時代のもものと見てよいと思われるが、この時点の建物群はすでに見てきたように、条里施工後の条里水田の耕作主体と考えられるものであり、東方の区画範囲の広い大型の2棟の建物群と西方の小区画による1～2棟単位の建物群との集住的な集落である。柿堂遺跡等のタイプに類する有り方であるが、少なくともこの時点には当該地の東側に広がる条里型水田の開発がすでに行われていたことも示しているのである。Ⅲ期には僅か2棟の建物が検出されたのに留まる。すなわち平安時代以降、おそらく後期以降当該地は無住の地となっていると言って良い状態である。この間は宇曾川の影響もあって荒地化したのであり、その後の土地利用はⅣa期の15世紀を待たねば成りなかつたのであろう。そしてその土地利用は城下町的な町割りを伴う宅地としての再利用である。それは、すでに開発された条里の地割りを踏襲したものであり、また条里水田を生活基盤としたものであったと考えられるのである。こうした土地の再利用の仕方は、横江遺跡においてすでに13世紀に遡って見ることができる。この遺跡では弥生時代末から古墳時代後期にかけて一時集落が営まれたようであるが、当該地が2本の河川に挟まれた中洲状の微高地であると言う土地条件も加わって、その後鎌倉時代まで無住の地であったようである。こうした地域にあって13世紀後半に、野洲郡条里を踏襲し、計画性のある集落が営まれているのである。集落は4mの溝で区切られた30m×50mの長方形の敷地の組み合わせで形成されている。各敷地には3～4棟の掘立柱建物と数基の井戸があり、各敷地間には道はなく、溝に木橋などを架けて往来していたものと考えられている。この集落は15世紀初頭まで存続していたようであるが、その生産基盤は、例えば、野洲町下々塚遺跡<sup>(21)</sup>において、12世紀代の条里畦畔と条里方向に合致する建物群が検出されていることから、当該地が宅地化される以前に条里開発が実施されているのであり、やはり、周辺に広がる条里型の水田であったものと考えられる。こうした未開発の宅地としての再開発を示す事例に対し、西田井遺跡は宅地の開発と共に生産基盤としての水田の開発が同時に行われている。当該地は、飛鳥時代以前にあっては4条の河道が検出されているように野洲川の氾濫原内にあって、開発し難い地域であったようである。その後飛鳥時代と平安時代に若干の人の手が加わっているようであるが、大規模には鎌倉時代に入ってからで、この時期の掘立柱建物69棟、条里溝、井戸、木橋、水田跡などが検出されている。開発は、周囲の野洲郡条里と方位を異にし、南北5坪、東西7坪の異方位の条里割りをを行い、いわゆる南桜条里を形成している。その西部に住居地域、東部を水田とし、開田と集落の形成が同時に成されたと考えられるのである。集落は溝で区画された18のブロックが検出されている。各ブロックは、コの字形に配された6棟の掘立柱建物を持つものを中心に、2～3棟程度を単位とする小区画のブロックがその周囲に分布して構成されている。小ブロックの単位の敷地内には畑地を示すと思われる耕作痕が残っていて、園地の存在をも明確に示している。このように、12世紀代にはすでに開発されていると考えられる野洲郡条里を生活基盤とはせずに、新たに異方位ではあるが、水田地域をも含めた集落の形成が見られるのである。条里型水田にとって未開地であった地域におけるこうした開

発は、8世紀代に東大寺等による荘園開発と似た状況にあるが、在地土豪による新たな開発は13世紀を待たねばならなかったのであろう。

## 5. 平野の開発と集落遺跡

以上から、条里型の平野の開発過程の集落の有り方としては、7世紀後半に集落を形成する自然村的な集落(A)と8世紀代に出現する計画的な集落(A')とが存在するようである。なかでも計画村には、郡統一条里水田の開発主体だけではなく、権門勢家による墾田の開発主体となるものがあるようであり、この場合の地割りは南北方向を持つ可能性がある。これらの集落では、集落間での格差は大きいものがあるが、集落内での耕作単位間の格差は小さいようであり、郷戸主層とも言うべき単位を抽出することは現段階では難しい。一方郡統一条里の施工後の耕作主体としての集落については、10世紀後半～12世紀には耕作の最小単位を示す数棟毎の散在的な集落(B)が見られ、12世紀から13世紀には大型の建物群を中心に小単位群が集まる集住的な傾向を持つ集落(B')が存在する。これが時代の流れとして捕らえられるのかどうかはもう少し検討を要するであろう。ただ、13世紀以降に、既条里水田を生産の基盤として持ち、非条里地域を新たに宅地として開発し、集住化する集落(C)と新たな水田の開発と共にこれを生産基盤として集住化する集落(C')が見られ、ともに、溝などで区画された敷地を持ち、大型の建物で構成され、大きな敷地を占める一群を中心に規模の小さい建物、敷地を持つものが集まる、いわば名主層の建物を中心に小百姓の建物を集住させた状況を見せるようになり、平野の開発過程に沿って集落組織の在り方も変化していることは確実であろう。

## 6. おわりに

我々が調査する集落遺跡は、そのみで存在するのではなく、種々の要因を以て変化するものである。ここでは平野の開発という生産基盤の拡大が与える集落の変化を跡付けてみた。素描の段階であるので、大方の御教示をお願いしたい。

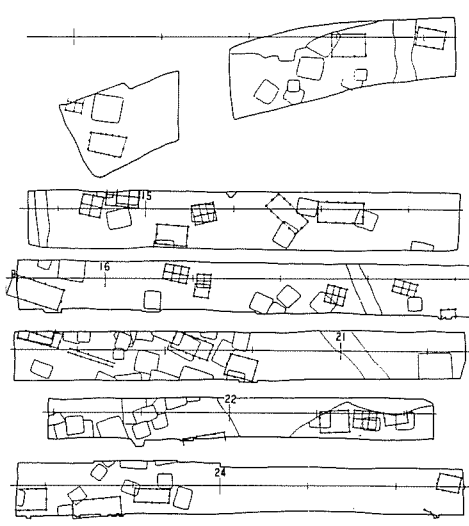
### 注

- (1) 田中勝弘「残存条里と集落遺跡」(『滋賀考古学論叢』)第2集 1985年)
- (2) 田中勝弘『国道365号線バイパス工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』II—伊香郡高月町井口・柏原遺跡—(1984年)
- (3) 大橋信弥他「草津市追分岡田追分遺跡調査報告書」(『滋賀県文化財調査年報』昭和50年度1977年)、大橋信弥「草津市追分岡田追分遺跡調査報告II」(『滋賀県文化財調査年報』昭和51年度1978年)
- (4) 宮崎幹也「犬上郡甲良町下之郷遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』XIV—2 1987年)、大崎哲人『下之郷遺跡』—犬上郡甲良町下之郷—(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』XVII—2 1990年)
- (5) 喜多貞裕『鯰遺跡発掘調査報告書』(1989年)の中で、愛知井と周辺遺跡の調査成果とを関連

付けた考察が見られる。

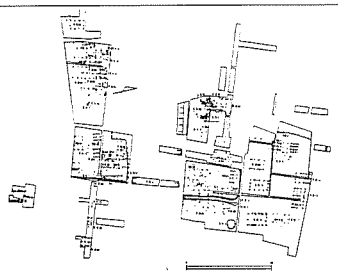
- (6) 近藤滋「犬上郡多賀町水沼遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』IV-I 1977年)の  
中では、天平勝宝3年正倉院蔵の水沼荘古絵図の地割り方位を犬上郡の統一条里方位に一致さ  
せている。
- (7) 田中勝弘「犬上郡甲良町法養寺遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』XII-I 1985  
年)
- (8) 前掲書(1)
- (9) 中井均「東浅井郡浅井町慶蔵寺遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』IX-1 1984年)
- (10) 山本一博『能登川町埋蔵文化財調査報告』第8集 柿堂遺跡(1987年)
- (11) 用田政晴「伊香郡高月町唐川遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』V-2 1983年)
- (12) 前掲書(7)
- (13) 山口順子「高島郡今津町弘川遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』VII 1980年)
- (14) 関西学院大学考古学研究会「東浅井郡浅井町北野遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』  
VII-3 1980年)
- (15) 吉谷芳幸他「正伝寺南遺跡(北地区)の調査」(『高島バイパス新旭町内遺跡発掘調査概要-  
新庄城遺跡・正伝寺南遺跡・針江南遺跡-』国道161号バイパス関連遺跡調査概要(昭和58年度)  
4 1984年)
- (16) 田中勝弘『北陸自動車道関連遺跡発掘調査報告書』V-長浜市国友遺跡-(1988年)
- (17) 前掲書(2)
- (18) 木戸雅寿他『横江遺跡発掘調査報告書I』(滋賀県住宅供給公社による横江住宅団地建設に伴  
う発掘調査報告書 1986年)
- (19) 葛野泰樹他『宇曾川災害復旧助成事業に伴う妙楽寺遺跡』III (1988年)
- (20) 花田勝広「西田井遺跡説明会資料」(平成元年度滋賀県埋蔵文化財担当者会議資料 1990年)
- (21) 宮崎幹也「条里遺構の調査と現状」(財団法人 滋賀県文化財保護協会編 『紀要』第2号  
1989年)による。

A (7世紀～12世紀)

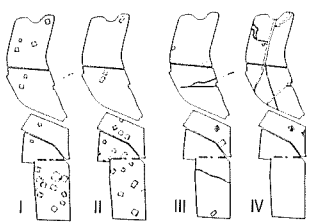


高月町井口遺跡

A' (8世紀～12世紀)

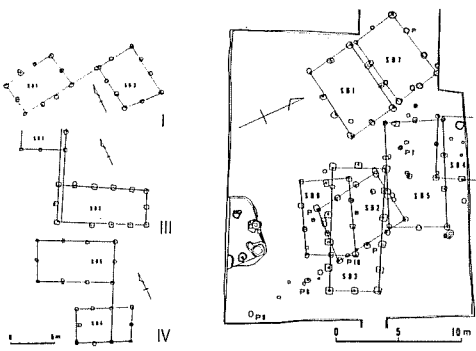


草津市岡田追分遺跡



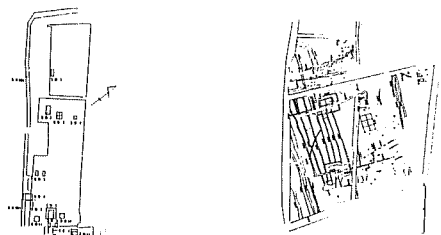
甲良町下之郷遺跡

B (10世紀後半～12世紀)

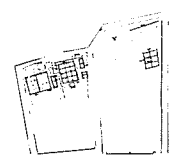


甲良町法養寺遺跡

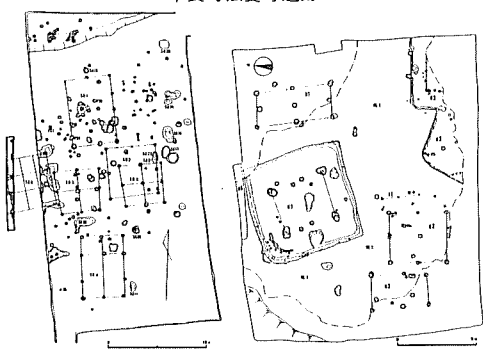
B' (12世紀後半～13世紀)



能登川町柿堂遺跡



新旭町正伝寺南遺跡



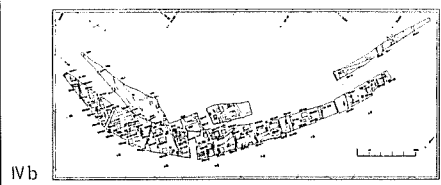
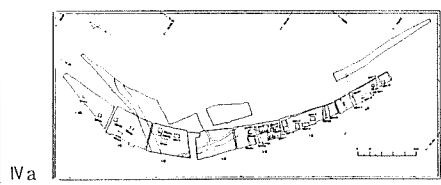
浅井町慶蔵寺遺跡

高月町唐川遺跡



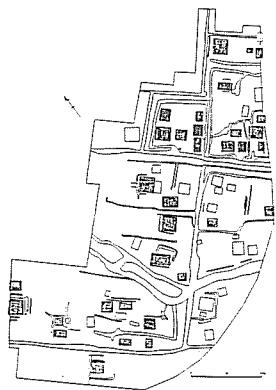
浅井町北野遺跡

C (13世紀～16世紀)



彦根市妙楽寺遺跡

C' (13世紀)



野州町西田井遺跡

挿図 平野の開発に伴う集落変遷(原図は各遺跡報告書等による)



## 編集後記

本年度は協会設立20周年。これに伴う展示会や記念誌の発行等色々な事業を実施した。本号も20周年を祝う意味で、職員全員の投稿を呼びかけたところ、ほぼ全員の27名の参加を得、発刊することができた。紀要の充実はみんなの頑張りによるところが大で、次号以降も編集者を悩ませるほどの投稿を期待したい。

平成2年12月

### 紀 要 第 4 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会  
大津市瀬田南大萱町1732-2  
Tel(0775)48-9780・9781

印 刷 宮川印刷株式会社  
大津市富士見台3番18号  
Tel(0775)33-1241